

公営企業会計制度に関する実務研究会（第8回）

平成19年9月26日（水）
10時00分～
総務省共用1101会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

これまでの検討事項（公営企業会計制度、計画赤字、 γ 基準）に関する
地方公共団体に対する意見照会の取りまとめ結果について

3 議 題

(1) 地方財政健全化法第22条の資金不足比率について

- ア 資金不足比率について
- イ 資金不足額の算定上控除すべき計画赤字について
- ウ 宅地開発事業の資金不足比率について
- エ その他

(2) 地方財政健全化法第23条の経営健全化基準について

4 その他

5 閉 会

資 料

- 地方財政健全化法公営企業関係部分の骨子 …… 資料1
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄） …… 資料2
- 企業会計資金不足比率の算定方法 …… 資料3
- 計画赤字控除の基本的な考え方と算定方法（論点メモ） …… 資料4
- 計画赤字のイメージ図 …… 資料5
- 計画赤字の算定方法 …… 資料6
- 宅地造成事業についての資金不足比率算定上の課題（論点メモ） …… 資料7
- 公営企業における経営健全化基準（ γ %）の考え方について（案） …… 資料8
- 「公営企業会計制度に関する実務研究会」における検討内容に
関する意見照会の結果概要（健全化法関係） …… 資料9-1
- 同（会計制度関係） …… 資料9-2

地方財政健全化法公営企業関係部分の骨子

1 第22条（公営企業の資金不足比率の公表）

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{政令で定める資金不足額}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

（不良債務比率）

2 第23条（経営健全化計画）

① 経営健全化団体

次の公営企業を経営する地方公共団体

$$\text{資金不足比率} \geq \text{政令で定める経営健全化基準（}r\% \text{）}$$

② 経営健全化団体の責務

公営企業の経営健全化計画を議会の議決を経て策定（第24条）

- 1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
- 2 計画期間
- 3 経営の健全化の基本方針
- 4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
- 5 各年度ごとの上記方策に係る収入及び支出に関する計画
- 6 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- 7 1～6に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

第四章 公営企業の経営の健全化

（資金不足比率の公表等）

第二十二條 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第三條第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

（経営健全化計画）

第二十三條 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあっては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
- 二 計画期間
- 三 経営の健全化の基本方針
- 四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
- 五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
- 六 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- 七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

（準用）

第二十四條 第五條から第七條までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第六條第一項並びに第七條第一項及び第四項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同條第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあっては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあっては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあっては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあっては、当該資金の剰余額を合計した額

三～六 (略)

(参考)

第一章 総則

(健全化判断比率の公表等)

第三条 (略)

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。
- 7 包括外部監査対象団体（地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。）においては、包括外部監査人（同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。）は、同法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができる。

第二章 財政の早期健全化

(財政健全化計画の策定手続等)

- 第五条 財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。
- 2 地方公共団体は、財政健全化計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、市町村及び特別区にあつては都道府県知事に、報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならない。
 - 3 前項の規定は、財政健全化計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。
 - 4 都道府県知事は、毎年度、第二項前段（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
 - 5 総務大臣は、毎年度、第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政健全化計画の実施状況の報告等)

第六条 財政健全化計画を定めている地方公共団体（以下「財政健全化団体」という。）

の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(国等の勧告等)

第七条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

企業会計資金不足比率の算定方法

1 資金不足額の考え方

(流動負債－流動資産)－計画赤字(解消可能資金不足額)

↓

従来からとられてきた法適用事業の資金不足額(不良債務額)

≒累積(元金償還金－減価償却前収益)

≒累積フリーキャッシュフローの不足額

(1) 政令で定める資金不足額を{流動負債－流動資産}とする理由

① 地方公営企業の経営状況を示す指標として定着

i) 旧地方公営企業法の準用再建(旧第49条)や「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」(昭48法59)に基づく経営健全化において、繰越欠損金及び資金不足額(流動負債－流動資産)を用いていること。

ii) 地方債協議制において許可移行の基準に法適、法非適共通の指標として資金不足比率を用いていること。

② 地方公営企業の経営状況を示す指標として適当

公共的住民サービスを提供する地方公営企業は利益及びその蓄積を目的とせず、投資も地方債を財源とすることが原則のため、キャッシュフローが経営上重要であること。

③ 「新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)」

「現行の地方公営企業法において用いられている不良債務(法非適用事業については実質赤字)は公営企業の経営状況を捉える最も基本的な指標であり、同様の指標を今後とも活用すべきである」とされていること。

(2) 計画赤字を考慮する理由

① 公営企業の性格

公営企業の経営はキャッシュフローベースで長期の収支の相償を前提として一定期間は資金不足が出ることを予定しており、経営健全化基準から、この計画赤字を認めなければ投資がシュリンクし、必要な住民サービスに支障が生じるおそれがあること。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に対する附帯決議
(平成19年6月14日参議院総務委員会)

「また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。」

③ 新しい地方財政再生制度研究会報告書

「一部の公営企業においては、事業の性質上、事業開始後の一定期間やむを得ず赤字が生じることを指標の運用においては留意する必要がある。」

④ 地方公共団体の再建法制について(平成19年2月21日全国知事会再建法制等問題小委員会)

「経営健全化措置の適用基準の設定に当たっては、公営企業が地域開発等、民間類似の事業から上下水道等すべての住民生活にかかわる事業まで多岐にわたっており、供用開始までに時間を要する場合や、事業の性質上やむを得ず赤字が生じる場合があること等について、考慮されるべきである。」

⑤ 資金不足に対する地方債措置の経緯

今までも同様の考え方から計画赤字的なものの一部に地方債措置を講じ、資金不足とならないよう措置してきた経緯があること。

資金不足発生原因	現行措置	考え方
起債の償還期間と減価償却期間の差に起因するもの	資本費平準化債	経営状況に関わらず、元金償還期間と減価償却期間の差によって構造的に発生するものであり、後年度の減価償却相当の内部留保資金で回収されるもの
未利用施設、利用率が低い施設に起因するもの	資本費負担緩和債等	公営企業の中には、利用率が段階的に上昇していく施設があり、これらの施設については、後年度の料金収入によって回収が見込まれるもの

2 事業規模（資金不足比率の分母）について

事業規模は、損益計算書上の営業収益を原則とする。
（経営に伴う収入が料金収入である公営企業）

ただし、宅地造成事業については、営業収益を事業規模とすることは難点が多いので、別途、検討する。

（1） 政令で定める事業規模を営業収益を原則とする理由

i) 地方公営企業の経営規模として適当であること

- ・ 料金収入で経営が収支相償することが原則であること。
- ・ 一般会計からの繰入を規模に加えることは適当ではないこと。
- ・ 地方公営企業では、受取利息を考慮することは意味が乏しいこと。

ii) 地方公営企業の経営状況を示す指標として定着していること

- ・ 公営企業経営健全化計画（昭和57年以降）
不良債務（資金不足）比率が10%以上の団体に、起債許可に際して公営企業経営健全化計画の策定を義務付け
- ・ 地方債協議制度の資金不足比率

（2） 宅地造成事業の事業規模について今回特例を設ける理由

- ① 宅地造成事業の土地販売収益は、年度間の増減が著しくあること。
- ② 継続的な料金収入と異なる土地売却収益が事業規模を示しているとはいいがたい面があること。
- ③ 単年度の土地売却収益と資金不足解消可能性の関連性が乏しいこと。

(参考) 資金不足比率を用いる経緯

(1) 旧地方公営企業法の準用再建(昭40)及び交通事業健全化法(昭48)の考え方

- ① 繰越欠損金を有し、
- ② 不良債務(資金不足)があること

※ もし①の累積欠損金だけを対象として捉えるとすると、この累積欠損金は収益的収支から生ずるものであるから、資本的収支も含めた全体の赤字を捉えることができないことになる。他方、不良債務だけを対象として捉えるとなると、これは資金不足額であり、一般会計の実質赤字に相当するものと考えられることができるが、企業会計である以上、単に現金ベースで資金不足を生じているというだけでなく発生主義に基づく損益計算上において欠損金が生じているということもあわせて必要であると考えられる。そこで、原則としてこの累積欠損金と不良債務の二つを条件とされたのである。
(「改訂 地方公営企業法逐条解説」425頁)

(2) 公営企業健全化計画(昭和57年度以降)

不良債務(資金不足)比率が10%以上の団体に、起債許可に際して公営企業健全化計画の策定を義務付け

(3) 地方債協議制度への移行(平成18年度以降)

- ※ 公営企業健全化計画の基準を基本的に踏襲
- ※ 資金不足比率が10%以上の団体は許可制へ移行
(法適用企業は繰越欠損金のある団体に限る。)

協議制への適用にあたっての修正

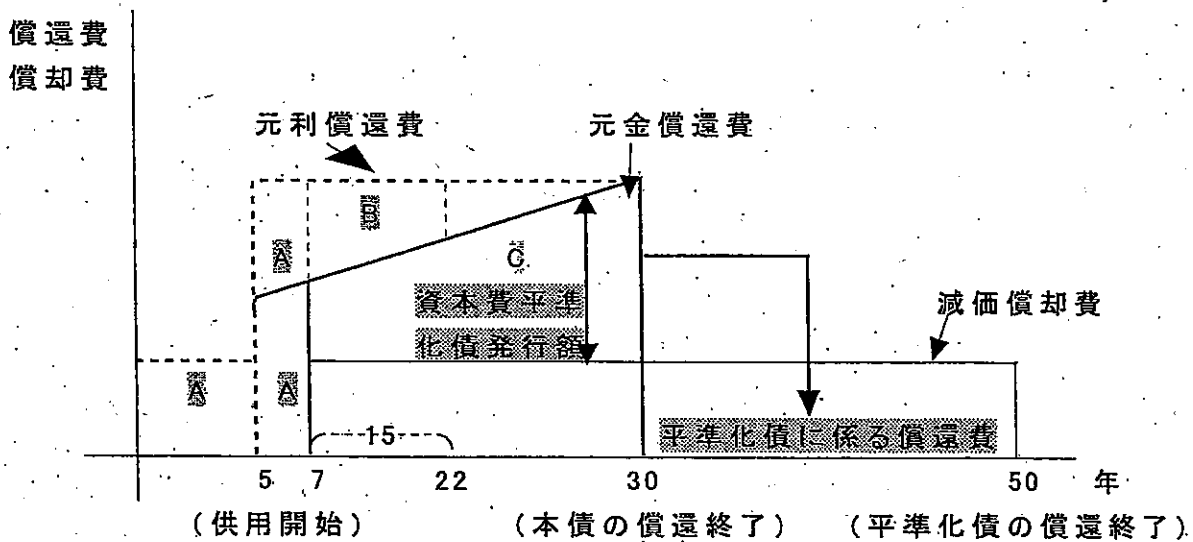
- ※ 不同意運転資金債で資金不足を消すことのないよう、建設改良費・準建設改良費等以外の地方債を流動負債にカウント

下水道事業資本費平準化債について

○ 内容

下水道事業のうち、施設の供用開始前に発生する企業債元金償還金・利息、供用開始後一定期間における施設未利用分に係る企業債利息及び供用開始後の施設に係る当該年度の企業債元金償還金から減価償却費を差し引いた額に対する起債である。

「資本費平準化債概念図」



- A: 供用開始(上図では7年目を想定)前の施設に係る元利償還費
- B: 供用開始後15年以内の施設のうち未利用部分に係る利子償還費
- C: 供用開始後の施設に係る元金償還費から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額

計画赤字控除の基本的な考え方と算定方法（論点メモ）

1. 計画赤字を資金不足額から控除する趣旨について

公営企業の経営は、基本的には、民間企業の経営と同様に行われるべきものであるが、公営企業で行う上・下水道事業や地下鉄事業は、次のような条件で経営されており、そもそも、計画赤字の発生を前提に事業を実施する仕組みとなっていると考えてよいのではないか。

- ① 事業に要する巨額のインフラ投資があること、
- ② この巨額のインフラ投資の財源を、地方団体の信用を背景に、原則として、地方債（借入資本金）を財源として、実施すること、
※ 無コスト資金である資本金の出資を予定していない。
- ③ 料金水準の設定、収支計画において、利益をあげることや剰余金を蓄積することは、行わないことを前提としていること、
- ④ ①～③により、30年～50年程度という長期間で、収支を相償させる前提で、経営が計画されていること。

2. 計画赤字の主な要因は、次のようなものではないか（参考別紙図）。

- ① 部分供用時の未利用施設分等に係る資本費
$$\text{資本費} = \text{支払利息及び減価償却費（又は元金償還金）}$$
- ② 供用開始後一定期間の料金収入未平年度化時における資本費に充当する営業キャッシュフロー不足
- ③ 施設の耐用年数よりも、地方債の償還年限が短いことに伴う元金償還金と減価償却費の差額（償還償却差額）

3. 計画赤字算定上の留意事項（案）

- ① 基本的には、『資本費』との関係で発生するものであることから、『資本費』（支払利息、減価償却費、元金償還金）との関係で、整理すべきではないか。
- ② 計画赤字控除後の資金不足額は、
 - ※ 法定の計画策定義務のトリガーであること、
 - ※ 計画赤字控除後の資金不足額は、長期間でも収支相償しない額として、速やかに、経営健全化計画に基づき料金の引上げ等による解消を図るべきものとなること、等を踏まえ、合理的な理由があるものは控除するようにすべきではないか。
- ③ ②の観点からは、耐用年数が一定程度長い事業であれば、恒常的に発生する償還償却差額等については、客観性が保てることが担保されるものでもあり、広く認めてもよいのではないか。
- ④ 計画赤字を繰り延べる趣旨で制度化されてきた既往の『資本費平準化債』、『資本費負担緩和債』との整合をとることが必要ではないか。
- ⑤ 経営努力不足や過大投資による赤字まで、計画赤字として控除することのないよう、工夫をすることが必要ではないか。
 - ※ 原則として、支払利息・減価償却前での利益(EBITDA)の赤字（資金不足）の累積による資金不足額は、計画赤字として認めることは、不適當ではないか。

4. 計画赤字の具体的な算定方法は、次のようなものとしてはどうか。

(1) 累積償還・償却差額（元金償還金が減価償却を上回る額の累積）

- 累積償還・償却差額については、下記のような理由から、原則として、計画赤字として、資金不足額から控除することを認めても良いのではないか。

- ① 耐用年数の長い事業に普遍的に発生するものであること。
- ② 損益計算書上、繰越欠損金がなくとも生じうる資金不足額（損益が黒字でも発生しうるフリーキャッシュフローの不足）であり、法適用事業には、繰越欠損金の存在を条件としている法律の考え方にも沿うものであること。
- ③ 客観的に算定されるものであること。

※ 法非適用事業においても、総事業費を想定耐用年数で除す等により、客観的かつ、比較的簡明に算定可能。

※ 単年度の償還償却差額の財源とするために発行されている平準化債残高については、控除することになる。

- 観光事業のように会計上の耐用年数は長くとも、事実上耐用年数よりも短い期間での施設更新等が必要な事業等、累積償還・償却差額の控除を認めることが適当でない事業にどのようなものがあるか、検討しておくべきではないか。

(2) 減価償却前利益による耐用年数内解消可能資金不足額

- 地下鉄等耐用年数の長い施設により運営する法適用企業において、施設の利

※ 通常の資本費負担で建設される下水道事業等における効率的な経営の標準モデルを作成し、これに基づき、供用開始後一定期間内に限定して、各年度の資本費の一定の割合を計画赤字として認めることは、検討の余地があるのではないか。

※ この場合に、経営努力不足や一般会計繰り出しの節約等により生じている資金不足については、確実に把握できるようにすべきではないか。

用及び料金収入が平年度化(安定)した後において、次のような条件が満たされれば、それまでに発生した資金不足のうち、減価償却前利益で施設の耐用年数期間内に計画的に解消する資金不足額を客観的に算定し、控除することが考えられるのではないか。

① 料金収入が安定し、支払利息・減価償却前利益(EBITDA)を安定的に確保

② 償却前利益による負債の返済、負債残高の縮小により、支払利息が減少傾向

● その場合、次の算式により、客観的かつ簡明に、控除額(計画赤字額)を算定することが考えられるのではないか。

※ 固定負債・借入資本金と流動負債のうち解消可能額を、比例(プロラタ)で配分。

【算式】

資金不足額(実質) = 形式資金不足額 - 解消可能流動負債額

解消可能流動負債額 = 流動負債額 × 解消可能負債率(e)

解消可能負債率(e) =
$$\frac{\text{償却前利益} \times \text{償却年数相当期間(45年程度?)}}{\text{負債総額(固定負債・借入資本金+流動負債)}}$$

※ 償却前利益は、単年度とするか、複数年度の平均とするか。

※ 償却年数相当期間は、個々に算定するか、客観性から一律とするか。

● 上下水道、工業用水道、地下鉄等、耐用年数の長いインフラ資産で運営する事業等を念頭においた措置と考えられるが、実際に、どのような事業に、どのような要件で認めるかについて、検討が必要ではないか。

(3) 未利用施設を抱える公営企業の解消可能資金不足額

- ① 未利用施設の資本費負担を抱える企業(部分供用を行っている企業)、全面供用をしていても料金収入が平年度化(成熟)していない企業については、解消可能資金不足額の算定は、全面供用開始時期、料金収入成熟時期等について、各団体・企業の一定の経営判断等を加味せざるをえないのではないか。

※ 客観的な数値に基づく簡明な算定は、困難で、団体ごとの経営計画に基づく計画赤字を控除することを認めざるをえないのではないか。

- ② その場合、自主的な経営計画に基づき解消可能な計画赤字があるとする団体の判断については、その経営計画に基づく計画赤字が監査委員等の判断で適正と認められれば、控除することを認めるべきではないか。

ただし、その場合においても、次のような条件を付すべきではないか。

i) 今までの経営健全化の実例から考えて、資本費等と対比して最大限と考えられる資金不足額の範囲内であること。

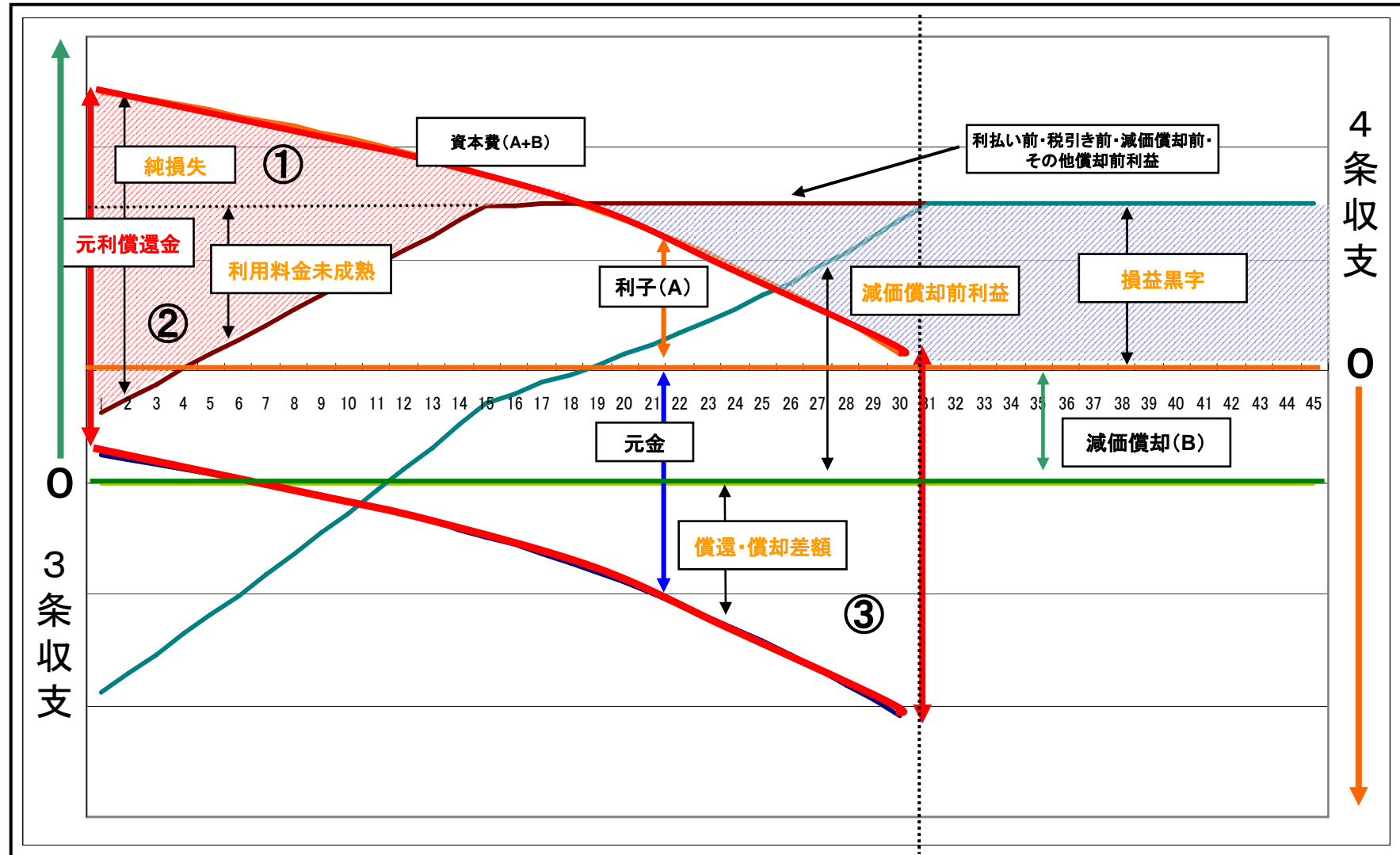
ii) 平均的な団体の例を基に提示される経営モデルに基づく経営努力不足や過大投資額を計画赤字としていないこと。

iii) 減価償却前利益の確保が、一定の期間内に予定されていること。

- ③ それ以外の場合においても、過去の事業例、研究会等におけるモデル等から考えて、通常 of 社会経済環境において、過大投資がなく、かつ相当程度効率的な経営を行っても、一定期間は発生する計画赤字で、解消可能な資金不足額と考えられる額については、基礎控除的な考え方に立って、控除することが考えられないか(これについては、技術的に可能かどうか慎重な検討が必要ではないか。)

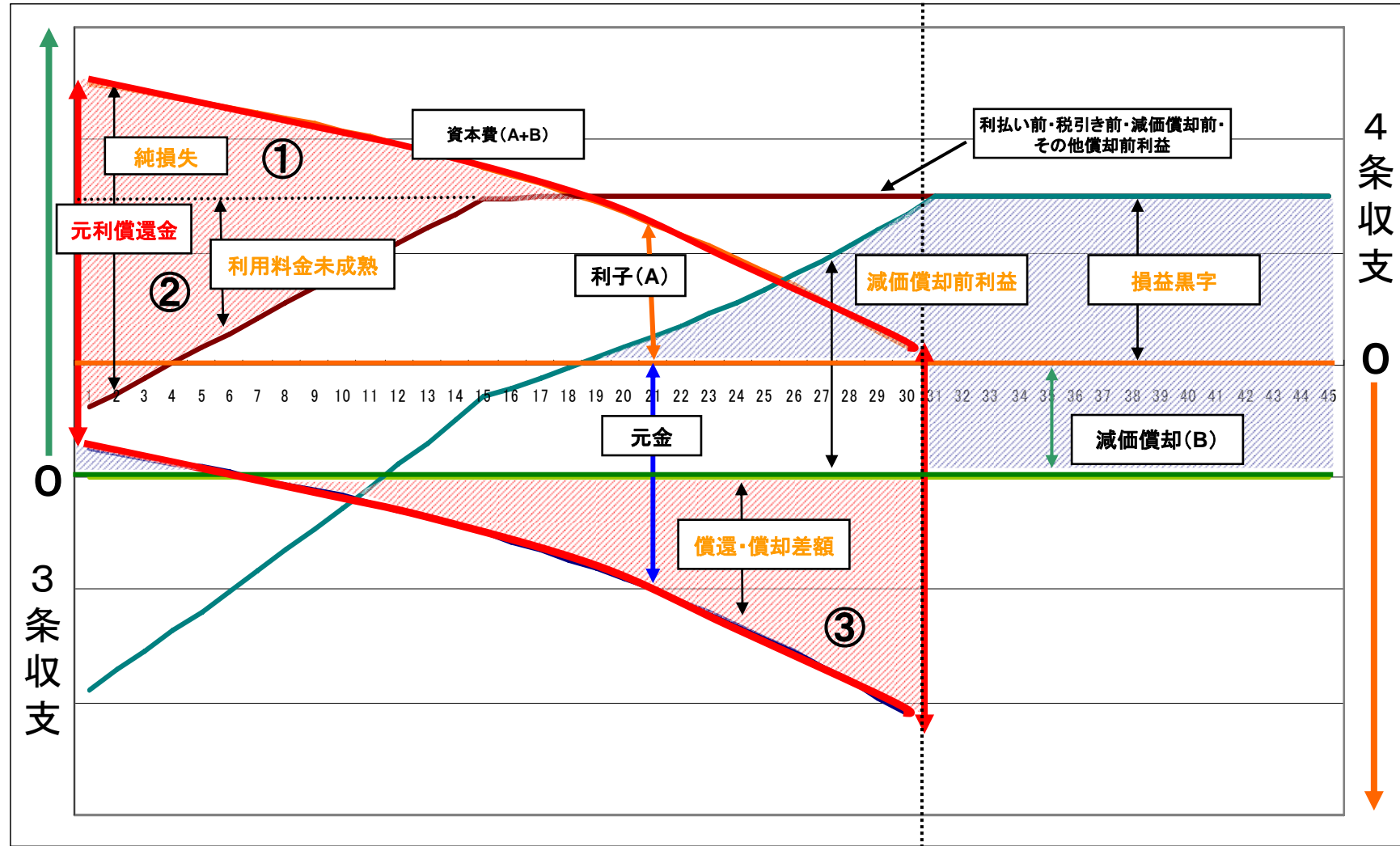
計画赤字 イメージ図(損益収支ベース)

資料5-①

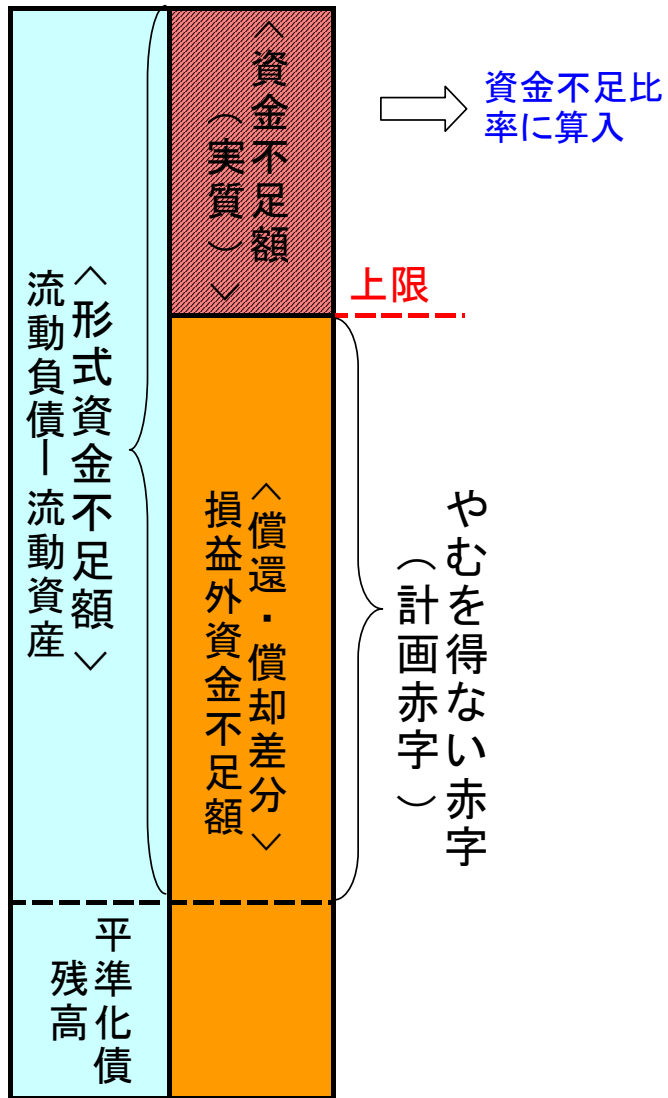


計画赤字 イメージ図(資金収支ベース)

資料5-②



計画赤字の算定方法(方式 I)
 ~ 償還償却差額方式 ~



○償還・償却差分 (計画赤字)

起債償還期間と減価償却期間との差により、減価償却費を上回って元金償還費が発生することによる差額(やむを得ない赤字)。

※資本費平準化債残高は含まない。

○資金不足額(実質)

形式資金不足額から償還・償却差分を控除した額。

⇒ 計画赤字 = 償還・償却差分

宅地造成事業についての資金不足比率算定上の課題（論点メモ）

1 資金不足額（不良債務額）について

（1） 基本的考え方

- 資金不足額については、他の事業と同様、フリーキャッシュフローの赤字を示す { 流動負債－流動資産 } とすることとしてよいか。

※ 今までの実務上、{ 流動負債－流動資産 } をもって不良債務とする一方、流動負債額をもって資金不足とする取扱いであったが、法定の経営健全化計画を求める指標としては、これを統一し、資産を考慮することとすべきではないか。

※ 宅地造成事業については、貸借対照表上の債務超過額等を考慮することも考えられるが、法の規定や連結実質収支への連結の観点からは、資金不足額とすることが適当ではないか。

- その場合、流動資産（棚卸資産）として有している完成宅地（販売用宅地）の価格については、適正な評価を行った価格としなければ、経営健全化の指標としては意味がないのではないか。

※ 低価法をとらない公営企業では、棚卸資産の簿価は取得原価で計上されており、これを前提とすると、原則、資金不足（不良債務）が発生しないことがある。

（2） 完成宅地（販売用宅地）の適正評価方法

① 評価の原則

- 評価方法としては、原価と時価を比較して、いずれか低い方を評価額とする『低価法』を原則とすることによいか。

② 売出し後1年以内の完成宅地等の時価

- 売出し後1年以内の完成宅地の時価は、売出し価格とすることによいか。

※ 例外は考えられるか。

- 売出し後 1 年以上を経過した土地についても、販売価格を見直した後、1 年以内のものについては同様の取扱いとしてもよいのではないか。

③ 売出し後 1 年以上を経過した土地の時価評価方法

- 売出し後 1 年以上を経過した土地については、次のいずれかの方法の中から、団体側に選択させることとしてはどうか。

A) 個別評価による方法

① 当該年度に行った不動産鑑定評価額

② ①に準ずる簡易な評価方法

(例)

- i 近傍公示地価からの評価
- ii 路線価に基づく相続税評価 × 1.25
- iii 隣地固定資産税評価額 × $\frac{\text{地域の平均的路線価}}{\text{地域の平均的固定資産税評価額}} \times 1.25$

※ ②の簡易方法も監査委員の監査があることに留意すべきではないか。

B) 売出し価格逓減方式

$$\text{当初売出価格} \times (1-d)^n$$

d : 逓減率 n : 経過年数

※ この場合、逓減率 d はどの程度が適当か。

※ 公示地価、路線価等から土地の価格を評価することが困難なケースもあることに留意すべきではないか。

2 事業規模について

(1) 基本的考え方

- 恒常的な料金収入を営業収益とする他の事業と異なり、宅地造成事業においては、毎年度の販売額（営業収益）は法で定める『事業規模』としては適当ではない、と考えてよいか。

※ ゴーイング・コンサーン（事業継続の前提）ではなく、将来的には事業の終了が前提となっていること。

※ 現実に、年度間の増減が大きく、比率が安定的に推移しないこと。

※ 実質的に健全経営の企業であっても、営業収益がゼロの年度は無限大の資金不足比率となってしまうこと。

- 営業収益を用いえないのであれば、損益計算書（PL）上の指標ではなく、貸借対照表（BS）上の数値等を、事業規模として検討するか。

(2) 事業規模の検討

- ① 貸借対照表上の数値を用いる場合、次の二つの考え方がありうるが、どちらも長所、短所があるのではないか。

i) 資産サイドから考慮する

i) - 1 資産のうち、BS上の資産ではなく、完成宅地及び未成宅地の評価額とする（今まで、検討してきた方法）。

i) - 2 現預金を含めた総資産とする。

（ただし、完成宅地については、低価法によるか。）

ii) 負債サイドから考慮し、負債＋純資産 とする。

- ② 他に適当な事業規模があるか？

eg) 過去の一定期間の販売額
事業計画規模

【参考】

宅地造成事業の貸借対照表のイメージ

借方		貸方
流動資産 C	現預金等	流動負債 A (一時借入金)
	完成宅地	
(中間勘定)	未成宅地	
固定資産	事業用資産等	借入資本金
		自己資本金
		剰余金

公営企業における経営健全化基準（ γ ％）の考え方について（案）

1 前 提

健全化法第23条は、経営健全化基準の設定（一般ルール）に当たって、施行時に経営が健全な団体を想定していると考えてよいのではないか。

※ 何らかの要因で既に資金不足を抱えている団体への対応は、別途検討する事項ではないか。

2 想定する企業のイメージ

1の前提に立って、経営健全化基準（ γ ％）の設定に当たっては、次のような企業を想定して設定してはどうか。

→ 現在資金不足がなく、その後経営が徐々に悪化し、資金不足比率が増大する企業。

3 経営健全化計画

その場合、次のような経営健全化計画のパターンが考えられるのではないか。

⇒ 住民生活に不可欠なサービスに多大な影響をもたらすことのないよう

i) 数年間で、

ii) 営業収益／年の例えば5％程度の合理化努力により、速やかに資金不足の拡大傾向を解消し、

iii) さらに経営健全化基準を達成し、さらにその数年後には資金不足額を解消できるイメージ。

4 経営健全化基準と地方債協議制度との関係

経営健全化基準は、地方債協議制度の許可移行基準より高い数値が想定されるが、その場合、他の健全化指標における許可移行基準と健全化指標との関係とバランスの取れたものとする必要があるのではないか。

従って、現行の許可移行基準の一定倍率にとどまるのではないか。

5 事業間のバランス

上記のような考え方に立つ場合、公営企業における経営健全化基準（ γ ％）については、原則として指標の設定の考え方が異なる宅地造成事業を除き、各事業を通じて一定の率としてもよいのではないか。

「公営企業会計制度に関する実務研究会」における 検討内容に関する意見照会の結果概要（健全化法関係）

1 趣旨

「公営企業会計制度に関する実務研究会」では、平成 18 年 12 月より公営企業会計制度に関する実務的課題について計 7 回にわたり検討を行ってきた。そこで、第 7 回研究会における検討内容について、各地方公共団体に対して以下のとおり意見照会を行った。

意見照会期間：平成 19 年 7 月 9 日～7 月 31 日

意見照会先：各都道府県・各市区町村

2 結果

各地方公共団体からの主な意見については以下のとおりである。

計画赤字関連

- 「やむを得ない赤字」を考慮すべき事業の中に病院事業も加えるよう考慮願いたい。
- 病院事業については、現在の資金不足額から、統一的な基準で一部を控除する必要がある。
- 「やむを得ない赤字」における「対象事業例」の典型的な事業例に「新病院の建設」を加えるとともに、医療機器の平均的使用期間を調査し、その期間で分割して得た額を実償還額から控除した額を「やむを得ない赤字」額とされるよう要望する。
- 診療報酬制度など国の制度により「やむを得ない赤字」が発生する病院事業に対して配慮した指標が設定されるべき。
- 資金不足額の将来的解消の有無にかかわらず、一定の条件のもと「やむを得ない赤字」額を認めるべき。また、基準通りの繰出金が得られるとは限らないので、基準通りの繰出金が得られなかった場合は、基準額と実績額との差額である赤字部分(不採算部分)を、「やむを得ない赤字」額として認めるべき。
- 赤字の要因が単に経営努力不足で片付けられない状況があり、何らかの考慮・緩和措置を講じるべき。
- 予期せぬ医師の引揚げなど収支計画に想定不可能な要因により生じた資金不足は「止むを得ない赤字」として考慮すべき。
- 高度、特殊医療や不採算医療の確保に多額の経費を要することから、これらの経費のうち、経営健全化の効果額を超える部分については、「やむを得ない赤字」額に算入すべき。
- 不採算な部分や医師欠員による収益不足、旧施設の除却費や減価償却費等を「やむを得ない赤字」とすべき。

- 病院改築事業や年々高額となっている医療機械の投資について「やむを得ない赤字」を考慮すべき。
- 病院事業については、「やむを得ない赤字」の算定を行うことには、なじまない。仮に導入すると、甘い収支見通しに基づき、過大な企業債借入により償還金や減価償却に苦しむ結果となる危険性を孕んでいると思われる。
- 病院事業については、三位一体改革により、補助金制度が廃止されたため、この補助金相当額を「やむを得ない赤字」額に計上できることとしてはどうか。
- 新病院の建設や大規模なシステム導入にあたっては、一定期間の医業収益の減少を「やむを得ない赤字」額として考えられないか。
- 実質資金不足に「やむを得ない赤字」を算入しなければ、その企業体の本当の姿は見えない。「経営健全化基準」は、事業ごとに設定すべき。
- やむを得ない赤字として資金不足比率の算定に当たっては減価償却額と地方債の元金償還額との差を考慮すべき。
- 「やむを得ない赤字」額の算定について、初期投資のほか設備改修事業も考慮すべき。
- 収支見通しに基づき、将来的に解消が見込まれる資金不足額を基礎として、「やむを得ない赤字」額を算入対象外とすべき。
- 下水道事業の資金不足比率算定の際には「やむを得ない赤字」額を控除し健全化比率の算定を行い、基準設定（ γ ％）は事業ごとの各々の特性を踏まえて比率を決定されたい。
- 初期投資が過大で、面的整備が進むまでは料金収入で費用を賄うことが難しい事業には、資金不足額から統一的な基準で一部を控除する必要。
- 自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている高資本団体に対しての「やむを得ない赤字」の取扱いについて特段の配慮願いたい。
- 資本費平準化債について発行可能であるが、発行しなかった場合の取扱いについて、配慮願いたい。
- 下水道事業で『過去において発行可能であったにもかかわらず、発行しなかった資本費負担緩和債等の額』には、平成16年度以前の額を含むものとする。また、当該資金不足分については平成16年度以前の額を含め、遡って資本費平準化債（拡大分）の発行が認められるようにすべき。健全化の期間については長期の設定が可能とすべき。
- 下水道事業においては、未利用部分の利息の一部について繰り延べ（起債措置）を認められてきたが、償還期間が10年と短く、更に公営企業借換債の対象外とされてきたため、その元利償還が下水道事業運営に大きな影響を及ぼしている。平成17年度以前発行分に係る償還額については、10年償還から20年償還に置き換えた場合の差額分について、「やむを得ない赤字」として取り扱うべき。
- 算定作業において事務が煩雑にならないよう、明瞭かつ簡潔な作成方法を示していた

だきたい。

- 赤字から控除する経営努力不足額を例示しているが、健全経営のために本来あるべき使用料収入との差額を反映する程度にとどめるべき。
- それぞれの事業において適正な使用料がどのラインなのかについての考え方やどのような基準をもって経営努力不足とするのかについて明確な基準が必要。
- 計画赤字算定にあたっては現在稼動している下水処理場の供用開始から 30 年後（本市においては平成 27 年度）の資金不足額を算定に使用して欲しい。せめて 10 年以上経過し現在よりも経営が健全化している時期の資金不足額を計画赤字算定の根拠として使用して欲しい。
- 供用開始から既に 30 年を経過している団体について解消不能額はどのように算出することになるか。研究会資料においては、未発行額から当該年度までに発生したと見込まれる元利償還金を除いた額とされているが、算定シートでは全額を控除している。
- 処理区域内人口と下水道事業に携わる職員数比率など努力部分も評価した算定方法を検討する必要がある。また、流域下水道事業における建設負担金は資本費から除外するなどの配慮してほしい。
- 実質資金不足額に例えば過去 5 年の基準外繰入額を加算した額（基準外がなかった場合の本来の資金不足額）を基準に「やむを得ない赤字額」を算定した方が合理的。使用料水準の 1 5 0 円/㎡は、類似団体等ごとの使用料水準で設定することができないか。資本費平準化債の「未発行額」の算定が、H16 年度以降の 3 年間分だけではなく、制度拡大趣旨からすると過去 5 年とすることはできないか。
- 特に供用後の年数が短い市町村においては、1 5 0 円/㎡というような高い使用料を設定した場合に、水洗化が逆に進まず減収となる可能性もあることから、導入には問題が多い。供用後の年数が短いとコストが高くなってしまうので、供用後の年数等も考慮した複数の要素を加味した算定基準が必要。
- 施設の耐用年数(法非適企業の資本費平準化債(拡大分)の算定に用いる下水道施設の平均耐用年数 4 4 年)経過時の資金不足額を解消不能額とすべき。
- 「やむを得ない赤字」額が発生する事業について、宅地造成事業も挙げられる（事業着手から分譲までは当然赤字となるものである）。資産の時価評価方式を導入した場合には、原価計算方式と比べて赤字額が嵩んでしまう。
- 販売用宅地の取得後の予測不可能な地価下落等により生じた資金不足は「止むを得ない赤字」として考慮すべきではないか。
- 市場事業についても、「やむを得ない赤字」を考慮すべき事業の対象としていただきたい。現在、「資本費平準化債」の発行が認められていないが、その発行が、市場事業についても可能であれば、この「やむを得ない赤字」は解消される。
- 地下鉄の資金不足比率に用いる資金不足算定の際には資本費負担緩和債及び資本費平

準化債の残高については、控除されたい。

- 上・下水道事業についてやむを得ない赤字額を発生する事業の対象とすべき。
- 経営努力不足額といったインセンティブ的な性質の経費を「やむを得ない赤字」額から控除すべきではない。
- 事業開始の一定期間（概ね5年間位）は営業活動を賄う収入を確保するのが困難であるため、「やむを得ない赤字」として考慮すべき。
- 収支見通し作成の起算点をどのように考えるのか慎重な配慮が必要。
- 「収支見通しにおいて見込まれている収入の伸び等が適正な範囲にあることを担保するため、全国的な過去の資金不足解消事例等から基準となる数値を示す必要があるのではないか。」とあるが、時代状況や地域環境が異なることから、慎重な配慮が必要。
- 経営努力不足分の算定基準として、全国一律の基準を適用するのは、判断指標としては必ずしも適切とは言えない。平均コストについて、比較対象の少ない事業での単純平均では、上記同様に直ちに健全性の判断指標として用いる事は妥当性が認められるか疑問。
- 事業ごとに標準モデルを作成し、一律に「やむを得ない赤字」額を算定すべき。
- 収支見通しなど恣意的なものとなる可能性がある。
- 計画的に経費回収してきている場合や内部での経費節減努力など地域の実情を反映しておらず特殊事情が無視されている。
- 平均コストの算定については、類似団体の状況によっては資金不足額が変わってくることとなり、年度間の比較など不合理な場合が想定される。
- 収支見通しといった客観性の担保されない数値から導き出された額を用いて指標を算出することによって、指標そのものの客観性が失われる可能性がある。
- 一般会計の財政事情により地方公営企業繰出金（基準内）をカットされた場合、経営努力に負うところではなく控除できるようにされたい。
- 他の事業においても経営努力以外の要因で赤字となっている事業もあると思われる。これらについても同様に一定の考慮が必要。
- 上・下水道事業や地下鉄事業以外についても個別の事業内容や特殊事情等を勘案の上、きめ細かな配慮が必要。
- 阪神・淡路大震災等の大規模災害に伴う災害復旧費について「やむを得ない赤字」額とすべき。
- 簡易水道事業についても対象とするべき。「解消不能額」の算定について、一定の精度を確保するため、類似団体別に決算統計の数値による算定等の単純で合理的な方法によることを希望する。（恣意的な操作をする余地をなくすことが望ましい）
- 「経営努力不足額」の算定について、全国一律の基準ではなく類似団体別に算定することが望ましい。

- 短期間で経営の健全化が図れないにもかかわらず、経営努力不足のある公営企業については、「やむを得ない赤字」の計上はすべきではない。
- なるべく一律に簡易な算定方法、例えば、人口A千人～B千人のC事業で開業X年目であれば、営業収益のY%の赤字については、「やむを得ない赤字」とするなどの方法が考えられる。
- 連結実質赤字比率の算定の際は、「将来的に施設の耐用年数の範囲内で解消が可能と見込まれる額」を除いた資金不足額をもちいることが適当。

γ 基準関連

- 地方の公立病院の実態などを勘案した上で、指標のあり方を考えていただきたい。
- 病院事業については、他の事業とは背景が大きく異なることから、γ率の個別設定や経過措置の検討が必要。
- 病院事業については、診療報酬のマイナス改定などが実施された場合に経営努力のみで改善するには限界があることから、事業ごとの特殊性を考慮すべき。
- 条件不利地域において基準となる数値は細かく配慮されたい。
- 非適の事業についても、一定の健全指標を示して欲しい。
- 施設の延長や人口密度、面積などを考慮し、都市と農村部を一律の基準としないよう配慮されたい。また、事業進行途中の地方公共団体と、既に事業が完了している団体を一律な基準で判断するのは問題があり、特別な配慮をされたい。
- 災害復旧債は現状復旧とはいえ建設改良に近い内容であることから、資金不足額の対象から除外とすべき。
- 土地造成では完成土地の評価額（路線価・公示価格などを利用した）を資金不足額から控除する必要。
- 宅地造成事業について、分母には過去の販売実績を用いるなど当該事業を的確に捉えたものとするよう検討されたい。
- 時価評価は、評価の方法、評価時期、評価の見直し方法などにより変動要素の高いものであり、連結指標による再生基準とすべきではない。例えば、含み損を抱えている場合にはストック指標で見るとなど考慮が必要ではないか。
- 販売用宅地の時価評価を行うための事務量の増大などから、現状の取得価格での計上とし、別の資料で将来負担としてどうなのかを説明する方法を検討すべき。
- 地域開発事業は、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」(昭和38年自治財政局長通知)において、流動資産とは区別し、「宅地造成」とされている。このような資産を一律に流動資産として扱うべきではない。
- 宅地造成事業における資金不足比率の分母を「営業収益」とする場合は、過去数年の平均額とするなど、年度間のバラつきに配慮したものとしていただきたい。仮に単年

度の「営業収益」とする場合は、基準の適用について、過去の収益や今後の予定などを勘案し、弾力的に運用することが必要。

- 宅地造成事業における資金不足比率について、営業収益を分母とすることは、適切ではない。
- 健全化法施行以前から、多額の不良債務を抱える事業者においては、短期間に資金不足比率を正常値まで下げることが困難である。従って、長期的(10年程度)視野から健全化を図る必要があることから、短期的(3~5年)には、中間的な資金不足比率を目標とした計画を認めてほしい。
- バス事業などすでに多額の資金不足のある事業者が多い事業では、資金不足比率の目標は、あまり高いものにしないでいただきたい。
- 既に歳出削減の取組みを進めている自治体に対する例外措置や制度導入の経過措置を設けるべき。
- 各自治体の置かれている地理的条件、地域差(行政区域面積、人口密度等)も考慮した指標の設定が必要。
- 一定の比率で判断するのではなく、各々の事業に対して特性に合った比率を設定するべき。
- 同一の比率を適用せず、団体が有する事業により比率に幅を持たせるべき。
- 町村会、市長会、知事会なりとの協議で定められることを望む。
- 土地造成会計における資金不足比率算定に当たり、分母となる「営業収益・受託工事収益」については、当該年度を含む直近3か年度の平均値とするなど、当該年度の個別事情に左右されない中期的な尺度に基づく数値を使用した方が、より当該会計の経営状況に見合った資金不足比率の算出が可能である。
- 資金不足比率の算定に当たって、固定負債から流動負債に振り替えられた企業債については算定の基礎から除外すべき。
- 時価評価の対象となる資産については、当初から販売を目的に取得した販売用不動産に限定されたい。

その他

- 公立病院の比較可能な情報を公表し、広く住民に理解してもらう必要。
- 水道事業の経営の健全度を示すものとして、基準外繰入金収益が収益的収入、資本的収入に占めるそれぞれの比率、給水収益に対する企業債償還金の割合、残高の割合をそれぞれ示すべき。
- 水道事業の健全化を図る指標としては、改築・更新・修繕計画の策定状況およびその精度を問う内容も必要。
- 廃止を前提としている事業については、経営健全化計画策定の対象外としていただき

たい。

- 退職手当債の地方債の現在高は、資金不足額に含めないことを要望する。
- 健全化判断比率については、早期健全化計画団体と財政再生団体との境界比率をできる限り高く且つ上げた比率に設定し、極力、再生団体が生じることは避けるようにすべき。
- 流動負債並びに企業債残高のうち、その返済の財源に補助金等が充当され、自己資金の負担が生じないものについては、資金不足比率の算定基礎から控除すべき。
- 資金不足額に算入される「建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高」については、収益的収支に充てた災害復旧債の現在高を含めない扱いとすべき。
- 計画赤字事業について、過去に一般会計等で赤字補填したことにより資金不足が発生していない場合は、連結実質赤字比率算出の際に、補填額を黒字要素として取扱いをするなどの反映を検討されたい。
- 経常収支比率が低い水準にあることの方が重要。新財政4指標の導入を検討されているが、「これらの指標のうち一つでも基準を超えれば、即、早期健全化団体として指定」のような発想で地方自治体を縛り付けるのではなく、例えば経常収支比率も考慮しながら総合的に財政の健全度をチェックするような方向で議論いただきたい。
- 実質公債費比率においては、制度の全容が明らかになってから実際の算定までの期間が極めてタイトであり、また度重なる補足説明通知により数値が上下するなど大きな混乱を招いた。
- 資金不足を算定する際、会計制度の見直し(借入資本の負債計上)の影響は当面、除外してもらいたい。

「公営企業会計制度に関する実務研究会」における 検討内容に関する意見照会の結果概要（会計制度関係）

1 趣旨

「公営企業会計制度に関する実務研究会」では、平成 18 年 12 月より公営企業会計制度に関する実務的課題について計 7 回にわたり検討を行ってきた。そこで、第 6 回研究会における検討内容について、各地方公共団体に対して以下のとおり意見照会を行った。

意見照会期間：平成 19 年 7 月 9 日～7 月 31 日

意見照会先：各都道府県・各市区町村

2 結果

各地方公共団体からの主な意見については以下のとおりである。

退職給与引当金の計上について

- 民間企業と異なり、退職一時金以外に退職時給付の債務を負っていない公営企業においては、退職給付会計の導入の必要性は少ないと考える。
- 退職金引当額の全額を引き当てることとなると、債務超過に陥ったり、運転資金の不足が生じるなど予算・経理面で困難な状況が生じることが懸念される。
- 企業会計における「退職給付に係る会計基準」に沿った処理となる場合、引当金相当額は企業内部に留保されるにも関わらず、補てん財源として認められないこととなるのか。
- 退職給与引当金の計上については、公営企業会計制度が、発生主義による損益計算が求められていることから、計上を行うことが適当と考えられるが、計上方法については、より簡便な方法としてほしい。
- 小規模の企業体では、職員は一時的に企業会計に所属した後普通会計に戻る場合がほとんどであるため、退職金は一般会計で負担しているところが多い。退職給与引当金の計上義務化は、実情にあわせた制度設定が必要。
- 単年度の経常損益に影響するため、義務化には経過措置を設けるなど小規模事業等への配慮も必要。

- 一般会計に属する部局との間で人事交流が行われている場合の引当金の算定方法等に関するルールを定めてほしい。
- いわゆる退職手当組合に加入している場合には、組合に退職給与金のための負担金を支出している。この負担金は費用として計上しているものであるが、この場合であっても引当金を計上する必要があるか（負担金を引当金として計上すべきか）。
- 現在退職給与引当金の計上を行っていないため、退職者が多い年度は、他年度と比較して損益計算上不均衡が生じている。引当金の制度を義務付けることにより、こうした状況は改善されると考える。
- 現在、引当金の計上は、地方公営企業法施行規則において退職給与引当金と修繕引当金の2種類しか認められていないが、貸倒引当金、賞与引当金等、企業会計原則に沿って妥当と認められるものについては計上できるよう検討願いたい。

キャッシュフロー計算書

- 公営企業会計は、予算と現金の流れが一致していないので、毎日の資金の流れが大変重要。その点からキャッシュフロー計算書の導入は必要と考えるが、簡易な方法で作成できるように様式を設定してほしい。
- キャッシュフロー計算書の導入により、一層企業会計原則に即した形の会計制度となり、住民が評価しやすくなる点では、導入が適当と考えられる。
但し、キャッシュフロー計算書の作成については、新たな事務・費用負担が発生することから、義務付けを行わないなど、小規模な企業について選択の余地をいただきたい。
- キャッシュフロー計算書を導入する場合、現財務会計システムの変更が必要となり、経費がかかる。
- 比較可能性の点から、同計算書を作成する場合の統一的な作成要領を定める必要がある。
- キャッシュフロー計算書の導入に当たっては、現行制度上の資金予算表及び資金計画を含めた資金収支に関する計算書との整合性を図る必要がある。

- 公営企業においては、損益計算書で十分健全性の評価が可能であるため、キャッシュフロー計算書の有用性は低いと考える。
- 既に現行の決算事務において、収益的収支（損益計算書）と資本的収支とを合わせてキャッシュフロー計算のような資金計算を行っており、この結果に資産勘定及び負債勘定のフローを加減することにより、概ねのキャッシュフローを算定することも可能。

「みなし償却」の実施について

- いわゆる「みなし償却」の実施について、現在では法制度上「できる」規定となっているが、住民への説明責任、二重負担批判回避の観点から、義務規定への変更を検討されたい。

借入資本金の負債への計上

- 借入資本金の固定負債への変更については、事業開始時において自己資本がない企業については、資本金そのものが0になってしまう。
- 民間並みとするなら、株式発行による自己資本造成がある民間との差を埋める仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 企業債を資本から負債へ組み替えた場合、多くの公営企業が債務超過状態に陥ることが見込まれる。この債務超過状態をもって直ちに起債制限等の措置を講ずることのないよう、一定の配慮を要する。
- 企業債の元利償還金の一部を一般会計が負担すべきとされているものについて、その分を負債から控除（して資本に計上）する等経理方法に配慮する必要がある。
- 借入資本金を固定負債に組み替えた場合、1年以内の償還予定額は流動負債に計上することになるものと考えられ、「資金不足比率」に著しい影響を及ぼすことになるものと考えられるので特段の配慮が必要（1年未満の償還金についても固定負債に計上すべき）。
- これまで長年にわたり地方債を借入資本金として資本に計上してきたことから、負債への計上を義務づける場合においても経過措置を設けるなど、各企業の実情に応じた弾力的な運用が必要ではないか。

- 今後は新地方公会計制度により連結4表の整備が必須であるため、企業債について借入資本金から負債へ変更すべきと必要と考える。

時価評価の算定

- 地方公営企業の固定資産の帳簿価額は、すべて取得に要した価額又は出資した金額とされているが、投資有価証券や販売用不動産については、時価評価によることが適当である場合もあることから、地方公営企業法施行規則の見直しを検討すべき。
- 宅地造成事業における販売用の土地の時価評価について、評価における事務作業の増大、明確な評価手法、評価の見直し手法・見直し時期、法適用と非適用企業との整合性や地区ごとに事業内容・地域・地勢・区画などの状況が千差万別であり、状況にかなりの温度差があるものと思われ、客観的な評価ができるのか疑問がある。
- 時価評価会計の導入時期等については、土地開発公社の例にならい、それぞれの企業管理者の自主的な判断でよいのではないか。
- 含み損を販売価格に反映した場合、販売戦略上不利になる可能性が高い。